

「共働き世帯」の生計費

—北海道勤労者世帯の生活構造研究（その二）—

伊藤 セツ 足立 恭子

も く じ

はしがき

1 予備的考察

- (1) 資本蓄積と「労働力の価値分割」
- (2) 労働者家族と妻の賃金労働者化
- (3) 「共働き世帯」と生計費研究

2 「共働き世帯」の生計費

- (1) 資料と対象世帯の属性
- (2) 収入とその構成
- (3) 支出とその内訳
- (4) 要約と結論

は し が き

J・クチンスキーは、労働者状態の実証的理論的研究に際して考慮に入れるべき要素として、次の17項目をあげている。すなわち、①労働者保護立法、②失業と操業短縮、③雇用関係（強制労働）、④労働時間（その長さ、夜間労働、超過労働など）、⑤労働者の所得とその構成（自家菜園、間貸などによる家計補充をふくむ）、⑥栄養状態（食物の内容と質）、⑦教育（および学校の状態）、⑧家族の状態（とくに婦人労働や児童労働の影響下の）、⑨労働の強度、⑩病気と死亡、⑪犯罪、⑫賃金（名目賃金と賃金の購買力、時間賃金と出来高賃金、現物支給制度賃金引去額など）、⑬生計費、⑭職場の衛生状態、⑮社会保険（および救済法）、⑯労働災害、⑰住宅事情（住宅・家賃・工場住宅などの状態）⁽¹⁾である。（傍線は筆者）

われわれは、北海道勤労者世帯の生活構造研究のその二として、クチンスキーの第8の要素「家族の状態」に視点をすえ、第5と第13の要素との関連で、北海道の「共働き世帯」の生

計費を分析することにした。

研究の目的は、「共働き世帯」の労働力の再生産構造を収入と支出の面から明らかにして、今日のわが国の労働者状態の把握という基本的課題に一つの資料を提供しようとしたものである。北海道の「共働き世帯」というきわめて具体的対象に問題を限定するにあたり、最初に予備的考察を加え、実証的分析の橋わたしをした。

1 予備的考察

(1) 資本蓄積と「労働力の価値分割」

「共働き世帯」とは、妻が賃労働者化して夫と妻によって収入を分かちあい、両者の収入を合わせて支出をまかなっている世帯⁽²⁾であるが、妻の賃労働者化は、次の点において、資本制的生産様式の発展（＝資本蓄積の過程）と法則的かわりあいをもっている。

① 周知のとおり、資本主義が婦人労働を大量に労働市場に投じたのは産業革命時であった。機械は、筋力なき労働者を使用するための手段となり、性と年齢の区別なく、労働者家族の全成員を資本の直接的統治のもとに編入した。機械は夫の労働力の価値（労働者家族の全成員の維持に必要な労働時間によって規定されながら夫によってになわれていた労働力の価値⁽³⁾）を、その全家族の上に分割する。婦人労働者の大量的增加はこうして、「労働力の価値分割」の過程と表裏一体をなしていた。

このように、婦人の賃労働者化を大量にうながしたのは、資本の、機械による相対的剰余価値生産への歴史的な要求からであった。

② 剰余価値を生産するすべての方法はまた同時に蓄積の方法でもある。相対的剰余価値生産の手段である機械は、労働者の「妻子を資本のジャガノートの車輪のもとに投げ入れたのであった」マルクスは、「資本制的蓄積の一般的法則」を論じた箇所（「資本論」第1巻、第7篇、第23章）で、資本の蓄積は労働者状態の悪化をもたらすことを、一つの法則としてとらえた。つまり、労働者家族の全成員の労働市場への投入は、資本蓄積の要求に基づくものでありそれは同時に、労働者状態の悪化を条件づけるものであった。

③ 労働者家族からより多くの労働力が賃労働と化することは、資本の利潤率の低落をふせぐ要因の一つとなる。マルクスは、「利潤率の傾向的低落の法則」を論じた箇所（「資本論」第3巻、第3篇）で法則に反対に作用する諸要因をあげ、「婦人＝および児童労働の大量的採用も、全家族が以前よりも多量の剰余労働を資本に提供しなければならぬ（彼等に与えられる労賃の総額が決して一般的にそうでないが仮りに増大するとしても）⁽⁵⁾かぎりでは、やはりここで言及されねばならぬ」としている。

以上のように、妻の賃労働者化、「共働き世帯」の増加は、総じて資本蓄積との関連で法則的に理解されねばならない。従って、「労働力の価値分割」が広範な労働者家族をまきこんですすむこと、「労働力の価値分割」の進行とともに妻の賃労働者化が増大することは、労働者家族の状態の悪化という問題ときりはなして考えることはできない。クチンスキーが、婦人労働の影響下での家族の状態を労働者状態研究の一要因としてあげたのは、こうした意味においてであると理解される。

もちろんわれわれは、労働者家族の状態を悪化させ、旧来の家族制度の解体をもたらすその物質的条件が、同時に「家庭および两性関係のより高度な形態のための新たな経済的基礎を創造する」⁽⁶⁾ものであること、現代の大工業がはじめて、婦人に、婦人解放の第一の先行条件にある、社会的生産へ全女性が復帰する道、を再び

ひらいたことを忘れては⁽⁷⁾ないが、ここではその点にあえて立ち入らないことにする。

(2) 労働者家族と妻の賃労働者化

資本主義経済のもとでの、労働者の生活の場は、前時代から受けついで小家族を中心とする世帯を基本的な単位として展開され、労働力商品の再生産はこの世帯ごとに行われている。世帯内の労働力の再生産にあたっては、一般に妻が家庭内労働を担当することが前提されている。賃金が労働力の価値どおりに支払われていると仮定すれば、生計支持者に支払われる賃金は、世帯の必要生活手段商品の分量にみあう額でなければならないが、この分量は、世帯内における妻の家庭内労働の存在を前提している。

しかし、資本制的商品生産の発展（従って蓄積の過程）は、一方では、労働者世帯の必要生活手段の平均範囲を増加させ、社会的欲望の水準を高め、他方ではこれまで家庭内労働でなわれてきた労働を社会的労働の一環としてくみ込むようになる。このことは、家庭内労働の一定の部分の存在理由を失わせ、労働者世帯はより多くの商品やサービスを貨幣で購入する必要に迫られる。

労働者の生活過程からみれば、資本主義の発展とともに労働者家族の生活様式が変化し、その社会的欲望の範囲は拡大する。しかし、資本蓄積の法則が作用する限り労働者の賃金は労働力の価値以下にぎり下げられ、家計は窮乏し、その結果、労働者家族のより多くの成員の賃労働者化が一般化する。その一環として妻の賃労働者化が進むのである。

ところで、従来、家庭内労働を主として担当していた妻の賃労働者化は、労働者世帯の必要生活手段商品とサービス購入の分量にどのような変化をもたらすであろうか。荒又重雄氏は「この場合、所帯単位にみた必要生活手段商品の分量は増大する。自ら家庭内労働をもって処理してきたものの一部分を商品ないしサービスの形で購入しなければならぬし、家事労働を軽減して労働力商品販売の条件をととのえるための諸器具、器材が必要となるからである。しか

し、増大した必要生活手段商品の価値は、今や一ではなく、それ以上の労働力商品によって担われるにいたる⁽⁸⁾といわれる。すなわち、これまで家庭内労働を分担していた妻の生活時間が労働時間に転化した結果、すでに資本主義的商品生産の発展が部分的には可能にしていた家庭内労働の消費費用化、流通費用化、機械化、生活手段の既成品化、消耗品化、教育・看護・育児の社会化が、労働者世帯の側から促進され、その分だけ、労働力の再生産費が増大することが理論的には想定されるわけである。従って、妻の賃労働によって得た収入の増加は、一般的な収入増加がもたらす家計構造の変化とは異った変化を支出構造にもたらすことが、あらかじめ想定される。

しかし、最初から、資本蓄積の一般的法則のもとで、労働者家族の状態の悪化と結びついて出発した妻の賃労働者化は、実際には大多数の労働者家族にとって、家庭内労働部分の貨幣による購入という代替を容易には許さない。ましてや、家庭内労働の賃労働の利用による代替は大多数の労働者家族には、原則的には起こりえないことである⁽⁹⁾。大多数の労働者家族にとっては、いっそうきりつめられた生活時間内での家庭労働の濃密化こそが一般的であり、旧来の家族制度の崩壊という怖ろしく厭わしい事態に直面しつつ、かろうじて平均的労働者の生活水準を維持するというのが現状であろう。

以上のように、資本の蓄積要求を基底にすえつつ、労働者家族の物質的条件によって現実化する妻の賃労働者化は、今日のわが国でどのような規模で進行しているであろうか。

対象を北海道「共働き世帯」に限定するあたり、現実には視点を移してさらにいくつかの予備的考察を行いたい。

(3) 「共働き世帯」と生計費研究

昭和44年の「労働力調査」によれば、わが国の女子雇用者は1,048万人に達し、非農林業女子雇用者中50.5%は既婚者であった。このうち夫と死離別した既婚者を除けば全体の40.2%が有配偶者、つまりいわゆる「共働き」をす

る女子雇用者である。

女子有配偶人口に占める女子有配偶雇用者（非農林業）の割合を「労働力調査」で見ると、昭和39年に12.6%であったものが、昭和44年には17.4%に⁽¹⁰⁾上昇している。また昭和32年9月「家計調査」の勤労者世帯（人口5万以上都市）のうち、6.1%が「共働き世帯」であったが、昭和41年10月には、⁽¹¹⁾全国勤労者世帯の21%が「共働き」をしていた。「共働き」婦人に就業の理由をたずねると「生活費のたしにする」というのが一番多い⁽¹²⁾。また、昭和43年の「就業構造基本調査」によれば、家事をしている女子無業者の36.8%は就業を希望している。

「高度成長」下の「若年低賃金労働力」不足と、社会的欲望水準にみあった生活内容をのぞむ労働者家族の側からの要求によって「共働き世帯」は今後ますます増加することが予測される。このことは前にものべたとおり、「労働力の価値分割」が今日のわが国において広範囲な労働者家族をまきこんで常態化、一般化しつつあることを示すものである。

このような現象に対して、婦人労働問題研究の分野からは既婚婦人労働問題が注目され、その限りで「共働き世帯」も問題になっている。既婚労働婦人と家庭責任の問題、新しい家族関係の問題は、家族社会学の側からも研究がすすめられている。しかし、生活問題研究の分野での「共働き世帯」の労働力再生産の状態に関する研究はほとんど行われていない。総理府統計局の「家計調査」の毎月、毎年の集計は、世帯有業人員別の分類、集計を行って居らず、妻およびその他の世帯員収入は、全世帯の平均として現われるから、そのままでは資料としてつかうことができない。しかし、総理府統計局は、昭和41年10月についてのみ、「夫婦共かせぎ世帯の家計について」と題して⁽¹³⁾特別の集計、分析を行っている。従って「共働き世帯」の生計費研究は資料的に大きな制約をうけており、そのことがこの種の研究を困難にしている。

北海道の生活問題研究の分野では、旧北海道

労働科学研究所（現在総合経済研究所）のいくつかの実証的研究がある⁽¹⁴⁾。

また、北海道の婦人労働の実情に関しては、道労働部から出されている諸資料を参考にした⁽¹⁵⁾。

付記、北海道の婦人労働の特徴

北海道の「共働き世帯」をとりあげるにあたって、最近の統計諸資料により、本道的女子雇用者について、いくつかの特徴を結論的に列挙しておく。

① 就業者の性別構成、雇用者の性別構成の中で女子の比率は全国水準を下まわっている。

② 賃金についてみると、初任給並びに1人平均月間給与総額が男女ともに全国平均より低く、男女格差も全国平均を上まわっている。

③ 労働時間は全国平均を上まわっている。

④ 北海道の季節性に影響されて異動率が高く、婦人の雇用はきわめて不安定であり、平均勤続年数は全国平均に比して低い。

⑤ 雇用者の産業別分布は1.卸小売業、2.サービス業、3.製造業の順になっており、全国にくらべて製造業の比率が低い。

⑥ 全体として労働力率が低い。特に中高年齢層の労働力率は全国にくらべかなり低い。

⑦ パートタイマーもふえているがパートタイマー雇用制度の普及状況は全国とくらべて低率でありパートタイム従業者も相対的に低い。

以上いくつかの点で、北海道の女子雇用の後進性、地域性が見られる。以上の諸点を念頭において「共働き世帯」の生計費分析を行いたい。

註

- (1) クチンスキー「絶対的窮乏化論」新川士郎訳（有斐閣）67～68ページ。
- (2) 広義には夫婦の有業者全般をさすが、われわれは労働者家族に限定している。
- (3) マルクス「資本論」長谷部文雄訳（青木書店）第1巻、643～644ページ。
- (4) 同上998ページ。
- (5) 同上第3巻、340ページ。（なお、以上の引用で妻と子、婦人と児童が並列しているが、工場法制定により児童は法的には資本から保護され、「価値分割」のにない手としての意味はもたなくなった。）

- (6) 同上第1巻、778～779ページ。
- (7) エンゲルス「家族・私有財産および国家の起源」（大月書店版）94～95ページ参照。
- (8) 荒又重雄「賃労働の理論」（亜紀書房）106ページ。
- (9) 同上95ページ参照。
- (10)

女子有配偶人口に占める雇用者（非農林業）の推移

年次	有配偶15歳以上人口A	有配偶雇用者数B	$\frac{B}{A} \times 100$
昭和39年	2,139	270	12.6
40	2,191	300	13.7
41	2,232	329	14.7
42	2,287	378	16.5
43	2,351	398	16.9
44	2,402	417	17.4

「労働力調査」44年

- (11) 総理府統計局の集計による。なおそれを職業別・世帯主年齢別にみれば次表のとおりである。

職業別共働き世帯の割合

	41年10月	32年9月
勤労者世帯総数	21.0%	6.1%
常用労務者世帯	24.5	6.6
臨時・日雇労務者世帯	32.0	7.4
民間職員世帯	16.0	4.4
官公職員世帯	21.9	8.1

「家計調査参考資料16号」2ページより。

注) 32年9月の調査地域は人口5万以上の都市。41年10月の調査地域は全国。

世帯主の年齢階級別共働き世帯の割合

	41年10月	32年9月
～24歳	11.8%	3.6%
25～29	16.3	11.0
30～34	21.4	8.1
35～39	23.8	5.0
40～49	26.5	4.6
50～59	15.2	4.8
60～	6.1	4.8

「家計調査参考資料16号」2ページより。

- (12) 労働省婦人少年局「既婚女子労働者に関する調査」（昭和41年6月）による。

既婚女子労働者の就業理由（有夫者の場合）

生活を支えている	19.6%
生活費のたしにする	62.5
買いたいものがある	11.0
住宅の修理購入	13.8

子どもの学費にする	23.6
老後のための貯金	13.2
旅行・レジャー等のため	6.0
自分のこづかいにする	8.8
仕事がおもしろい	8.5
知識が技能がいかせる	8.3
一度やめると再就職が困難だから	5.2
うちにこもってたくない	21.7
その他	3.4

労働者婦人少年局「既婚女子労働者に関する調査」多答のため計は100%を超える。

- (13) 総理府統計局・家計調査参考資料第16号（昭和43年3月）
- (14) ①研究調査報告第107号「北海道における賃金生計費の分析」（昭和32年3月）
 ②同第156号，山本順子「中小企業労働者の生活構造と生活意識」（昭和36年2月）
 ③山本順子「世帯における有業率と収入構造」（北海道労働研究第95号，昭和39年3月）
 山本氏は②の中で中小企業労働者世帯の就労と収入をあつかい，③の中で北海道における有業率と世帯収入構造を分析している。この2つは，いずれも収入の分析であり，また妻と他の世帯員の収入を特に区別してはいない。
- (15) 北海道労働部「北海道労働白書」45年版，「婦人労働力の現状と活用の方向」（45年8月）

2 共働き世帯の生計費

(1) 資料と対象世帯の属性

資料として昭和44年10月「北海道家計調査」⁽¹⁾の勤労者世帯中，夫婦共働き世帯を抜き出して使用した。なおこの場合，前掲41年10月の総理府統計局の集計時の定義にあわせて，夫婦共働き世帯を，夫と妻のみが働いている世帯とし夫と妻の他に，その他の世帯員が働いている世帯は除外した。さらに妻が働いているとは，妻が雇用者として「勤め先からの収入」のあるものをさしている。10月を選んだのは，この月が，平常月の家計収支を知るためにふさわしいと判断したことと41年の前掲集計も10月を採用していたことによるものである。

昭和44年10月の「北海道家計調査」勤労者世帯は，集計世帯数553世帯であるが，総理府統計局「家計調査」中央集計分を除いた北海道独自の調査分328世帯の世帯表，収支表から，

「共働き世帯」を抜き出した。⁽²⁾328世帯の有業人員別分布をみると図1のとうりであり，有業人員2人の世帯は32%，106世帯となる。次にこの106世帯の世帯主以外の有業者の種類を図2に示したが，妻が「勤め先からの収入」あるものは41.5%で，われわれの分析対象とするいわゆる「共働き世帯」は44世帯に限定された。⁽³⁾

なお，この44世帯の属性についてのべれば次のとおりである。

1. 平均世帯人員は3.36人，世帯主平均年齢39.4歳，妻の平均年齢35.9歳である。平均世帯人員は，同月の全道勤労者世帯と比較して0.49人だけ低いことが特徴的である。（表1参照）
2. 世帯人員数別世帯数でみると，2人世帯が一番多く，世帯人員が増えるにつれて共働き世帯の比率が減る。これに対し，有業人員1人の世帯の世帯人員数別世帯数をみると4人世帯が最も多く，共働き世帯と異った分布をみせて

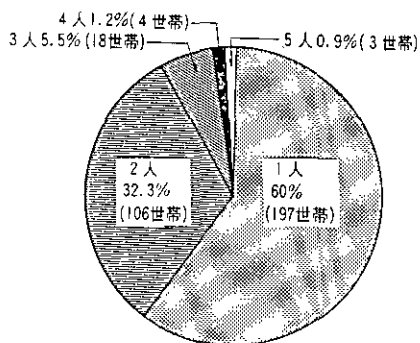


図1 有業人員別世帯数の割合

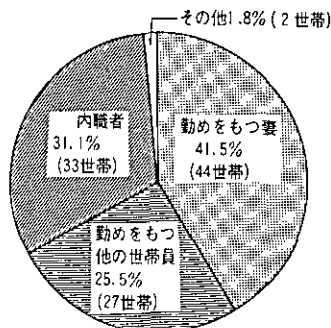


図2 有業人員2人世帯の世帯主以外の有業者

表1 共働き世帯の世帯人員数, 有業人員数, 有業率比較

	44年10月「北海道家計調査」		41年10月全国「家計調査」	
	勤労者世帯	共働き世帯	勤労者世帯	共かせぎ世帯
集計世帯数(世帯)	553	44	7,400	1,556
世帯人員数(人)	3.85	3.36	4.07	3.98
有業人員数(人)	1.49	2	1.55	2
有業率(%)	38.7	59.5	38.1	50.25
世帯主平均年齢(歳)	-	39.4	40.6	39.6
妻の平均年齢(歳)	-	35.9	-	-

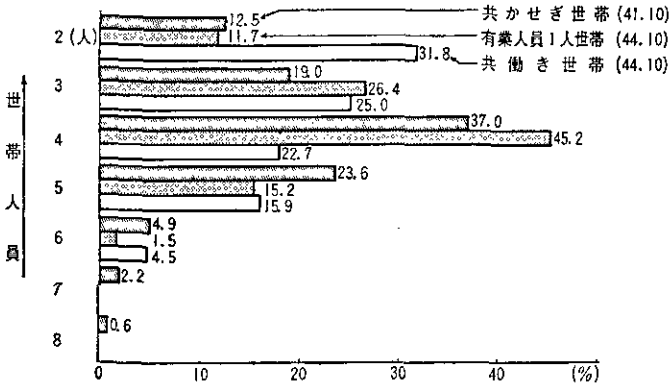


図3 世帯人員別構成比較

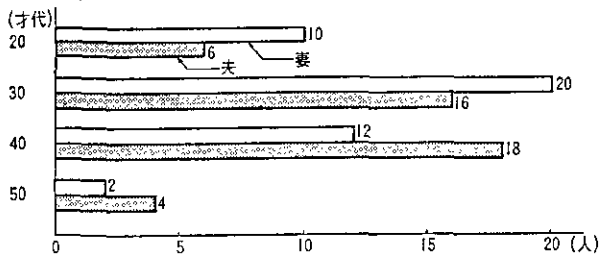


図4 夫と妻の年齢別分布

いる。また、41年10月の「共かせぎ世帯」の世帯人員数別世帯数の分布と比較しても北海道共働き世帯の世帯人員別分布は片寄りを見せていることがわかる。(図3)

3. 夫と妻の年齢別分布をみると(図4)夫は40代、妻は30代が多い。41年10月の「共かせぎ世帯」の場合は、妻の年齢別は不明であるが夫の年齢は30代が最も多かった。

4. 夫と妻の所属産業、職業をみると、産業別では夫は建設業、製造業が多く、次いで鉱業、サービス業、妻は、製造業、卸小売業が多

く、サービス業、その他(多くは農業労働に従事するもの)がこれに次ぐ。職業別には、夫、妻ともに常用労働者が一位で、二位は夫は民間職員、妻は臨時・日雇労働者と分れる。(図5および6)41年10月の「共かせぎ世帯」でも、夫の職業の順位は同じであるが、夫の産業、妻の職業、産業は集計されていない。(図7)

5. 住宅の所有関係別でみると、図8のとおりであり、給与住宅がもっとも多く、持家と民営借家が同数でこれに次ぐ。

6. 44世帯の地域別分布は、三笠—6、留萌—4、帯広、小樽、網走—それぞれ3、稚内、江差、江部乙、本別、浦河、美深、音別、根室がそれぞれ2、北見、和寒、枝幸、旭川、福島、

美瑛、留辺蘂、八雲、倶知安がそれぞれ1である。札幌、函館の分は中央集計分であるので入手不可能であった。従って44世帯は札幌を除いた全道の地方市町村に分散して居り、特に炭鉱地帯である三笠に6世帯集中している。⁽⁵⁾

なお、比較の対象として、①44年10月の「北海道家計調査」勤労者世帯、②41年10月の総理府統計局「共かせぎ世帯の家計について」、③44年10月「北海道家計調査」328世帯中有業人員1人の4人世帯(世帯主50歳代および60代の世帯を除く)74世帯を独自に集計

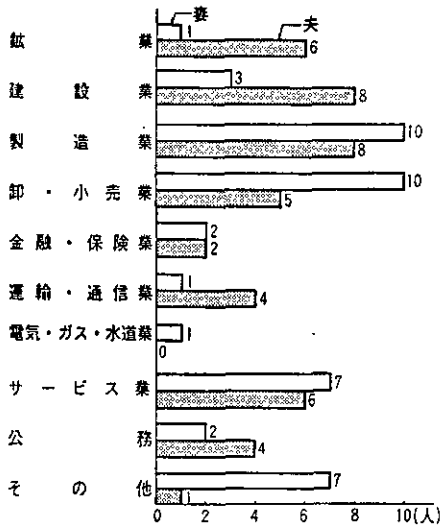


図5 夫と妻の産業別分布

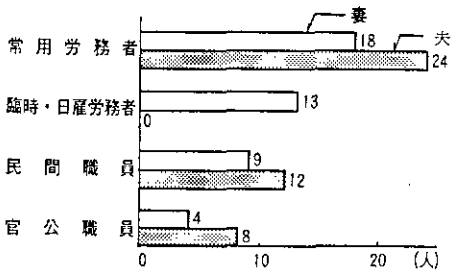


図6 夫と妻の職業別分布

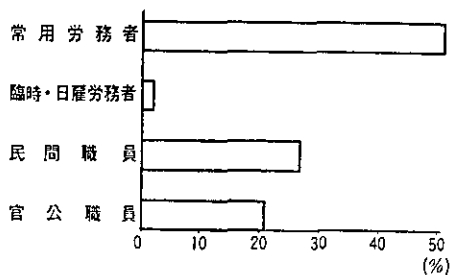


図7 41年10月共働き世帯、世帯主職業別世帯構成

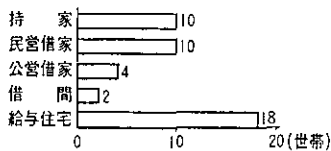


図8 住宅所有関係別世帯数

したものを使用する。以下①を「全道勤労者世帯」、②を「41年共かせぎ世帯」、③を「有業人員1人の4人世帯」と略称する。なお③の74世帯の世帯主平均年齢は38.1歳、職業別、産業別、住宅所有関係別世帯数は表2、表3、表4のとおりである。

表2 有業人員1人の4人世帯の産業別世帯数

鉱業	6(世帯)
建設業	9
製造業	15
卸・小売業	2
金融・保険業	1
運輸・通信業	11
サービス業	14
公務	15
その他	1
計	74

表3 有業人員1人の4人世帯の職業別世帯数

常用労務者	31(世帯)
民間職員	11
官公職員	32
計	74

表4 有業人員1人の4人世帯の住宅所有関係別世帯数

持家	16(世帯)
民営借家	9
公営借家	6
借間	3
給与住宅	40
計	74

註

- (1) 総理府統計局が行う「家計調査」の北海道分は昭和37年改正以来11市町村324世帯であるが、さらに25市町村456世帯を加えた780世帯について調査を行うのが「北海道家計調査」である。
- (2) これらの資料は、道企画部統計課の許可を得て使用した。北海道独自の調査市町村名は、旭川、小樽、室蘭、帯広、北見、稚内、三笠、根室、留萌、網走、福島、八雲、江差、長万部、倶知安、浦河、江部乙、岩内、和寒、美深、枝幸、美瑛、留辺蘂、本別、音別である。
- (3) 有業人員3人以上の世帯も含めると妻が勤め先か

らの収入あるものは60世帯、全体の18.3%に及ぶ。
 (4) 「家計調査」の産業別は、「日本標準産業分類」によるが、職業別は、「家計調査職業分類」として独自の分類を行っている。勤労者世帯については、まず労務者と職員に大きく分け、さらに前者を常用労務者と臨時および日雇労務者に、後者を民間職員と官公職員に分けている。
 (5) このような地域分布の特殊性は、以下の収入水準や支出構造をもかなり規制するものと考えられる。分析対象となった44世帯は、近代的都市共働き世帯というよりはむしろ、きわめて地方的性格の強い共働き世帯であり、妻の就労も恒常的、固定的性格のものではなく、流動的、不安定なものであることが推測される。事実、「道家計調査」世帯票の追跡によってもそうした事例を発見することができた。これらのことは、以下の分析にみるとおり妻の収入水準の低さに影響を与えているものと思われる。

(2) 収入とその構成

(イ) 「共働き世帯」の年間および月間実収入について

共働き44世帯の年間実収入をみると図9のようになる。全体の48%を占める21世帯は100万円以下であるが、「北海道家計調査」の44年1年間の集計によれば、全調査世帯の58%が100万円以下であった。

また44年10月「共働きの世帯」の実収入総額および夫と妻の収入額の分布をみると図10のようになる。夫の収入は6万円以下が半数、妻の収入は2万円以下が61.3%居るが、これをあわせて世帯の実収入額は6万円以上10万円以下が約半数となっている。

(ロ) 収入の構成

44年10月の「共働き世帯」と「道勤労者世帯」の収入実額と構成比は表5のとおりであ

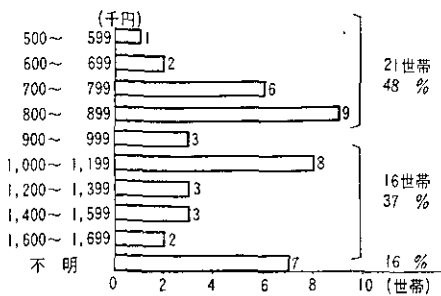


図9 「共働き世帯」年間実収入額別世帯数

	世帯 (×1世帯)	夫 (×1人)	妻 (×1人)
4 型1万円未満			xxxx
1 (万円台)			xxxxxxxxxxxx
2		xxx	xxxxxxxxxxxx
3		xxxx	xxx
4	xx	xxxxxxxx	xx
5	xxxxx	xxxxxxxxxx	
6	xxxx	xxxxxxxx	xxx
7	xxxxxxxxxxx	xxxxxxxx	
8	xxxxxxxxx	xxxxxxxx	
9	xx	x	
10	xxxxx	x	
11	xxxx	x	
12	x		
13	x		
14	xxx		

図10 世帯の実収入分布および夫、妻の収入分布

る。「共働き世帯」では収入総額、実収入額は「道勤労者世帯」より上まわるが、世帯主勤め先収入は、3,355円、特に世帯主の定期収入は4,200円下まわっている。

また妻の勤め先収入は「共働き世帯」の場合22,655円であるが、これを「勤労者世帯」全世界帯で平均したものは4,183円となっている。

実収入以外の収入、特に貯金引出しが「共働き世帯」の場合には大幅に少く、繰入金が高い。

現物収入をみると(表6)「共働き世帯」が全般的に低いのが、現物の勤め先収入が高いのは、妻の現物収入も加えられるからであろう。また現物給与の住居費が高いのは、「共働き世帯」の場合、勤労者世帯全般にくらべて給与住宅のしめる比率が高いからと思われる。⁽¹⁾

実収入にしろ「共働き世帯」の世帯収入の割合は71.8%である。これに対し「道勤労者世帯」では82.5%までが世帯主によって占められる。また「共働き世帯」は夫婦の収入をあわせても、実収入で7,322円だけ「道勤労者世帯」の平均を上まわるにすぎない。

(ハ) 収入の中にしめる妻の収入の位置

妻の勤め先収入は、「共働き世帯」の場合、22,655円で、実収入中26.1%を占めている。⁽²⁾つまり四分の一強が妻の働きによる収入なのであ

表5 収入一覽表

	共働き世帯		道勤労者世帯	
	実 額	構成比	実 額	構成比
収 入 総 額	126,984	-	123,317	-
実 収 入	86,871	100.0	79,559	100.0
勤め先収入	84,987	97.8	75,298	94.6
世帯主収入	62,332	71.8	65,687	82.5
定期	57,226	65.9	61,432	77.2
臨時	5,107	5.9	4,254	5.3
副業	-	-	1	0
妻の収入	22,655	26.1	4,183	5.3
他の世帯員収入	-	-	5,428	6.8
事業内職収入	45	0.05	1,822	2.3
事業	-	-	50	0.1
内 職	45	0.05	1,772	2.2
他 の 実 収 入	1,838	2.1	2,439	3.1
財 産 収 入	398	0.5	581	0.7
社会保険給付	699	0.8	525	0.8
受 贈	102	0.1	743	0.9
仕 送 り 金	114	0.1	87	0.1
そ の 他	525	0.6	503	0.6
実収入以外の収入	12,859	-	19,761	-
貯 金 引 出	5,682	-	10,025	-
保 險 取 金	-	-	109	-
借 入 金	-	-	1,944	-
月 賦	2,789	-	3,167	-
掛 買	4,298	-	4,385	-
有価証券売却	-	-	-	-
財 産 売 却	-	-	-	-
そ の 他	91	-	131	-
繰 入 金	27,253	-	23,997	-

表6 現物収入表

	共働き世帯	道勤労者世帯
現物総額	2,647	3,633
勤め先収入	1,056	910
そ の 他	1,591	2,723
現物総額	2,647	3,633
食 料 費	1,326	2,022
住 居 費	727	569
光 熱 費	383	458
被 服 費	101	344
雑 費	110	240

る。この比率がどのように変化してきているのかを時系列的に知るための資料はない。全勤労

者世帯によってうずめられた平均値のみが年々われわれに与えられているが、全国と全道の数年間の動きを比較すれば表7のようになる。全国全道ともに妻の収入は比率に於ても実額に於ても高まりつつあるが、北海道の方が低い。

44年の各月を全国と全道に比較したものが表8であるが、これによれば、全国は年間を通じて比率に於てあまり大きな変化はないが、北海道は大きな季節変動のあることがわかる。⁽³⁾5月と10月は、実額、比率ともに全国を上まわっている。われわれのとりあげたのは10月であるが、10月はこのように、例外的に妻の収入の実収入中にしめる割合が全国平均を上まわる月であった。共働き44人の妻のうち13人は臨時日雇労働者であったことを思いあわせれば、これら妻たちの就業の移動性は高く、月別に流動が激しいことが推測される。

⑤ 世帯人員4人の「共働き世帯」と「有業人員1人の4人世帯」の収入の比較

「共働き世帯」中、世帯人員4人世帯と「有業人員1人の4人世帯」をとり出して比較したのが表9である。これによれば、①「共働き世帯」の世帯主収入は「有業人員1人の4人世帯」より平均13,772円も低いこと、②夫婦あわせた実収入は前者が平均7,363円高いこと、③前者は実収入以外の収入、特に貯金引出しが低いこと、④繰入金に平均15,422円ほどの差があることが特徴である。「有業人員1人の4人世帯」と「共働き世帯」の収入の比較は、収入構成の相違をもっとも鮮明に描き出す。「共働き世帯」の収入を特徴づけるものは、何よりも世帯主収

表7 勤労者世帯の妻の収入の推移

年	41	42	43	44
	全 国	3,060 (4.3)	3,396 (4.3)	4,115 (4.7)
北 海 道	2,260 (3.4)	2,522 (3.4)	2,652 (3.1)	3,914 (4.1)

注 (1) 総理府統計局「家計調査」各年月平均額。

(2) 「北海道家計調査」各年月平均額。

() 内は世帯の実収入中にしめる妻の収入の比率。

表8 44年各月妻の収入額

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
全 国	2,886 (4.1)	3,043 (4.3)	3,946 (4.7)	3,432 (4.5)	3,355 (4.4)	6,414 (5.1)	4,707 (4.3)	4,851 (5.4)	4,107 (5.1)	3,846 (4.8)	3,983 (4.8)	11,547 (5.1)
北海道	1,967 (3.0)	1,609 (2.5)	2,756 (3.3)	3,017 (4.4)	3,769 (5.3)	5,993 (4.7)	4,315 (5.6)	5,056 (5.0)	4,060 (4.9)	4,183 (5.3)	3,471 (4.5)	6,750 (2.9)

() 内は世帯の実収入中にしめる妻の収入の比率。

入の実額および構成比の低さである。

㊦ 41年10月の「共かせぎ世帯」について

表10に41年10月の「共かせぎ世帯」による収入表を示した。この集計は、世帯主年齢別、世帯人員別にも行われているが、年齢別収入をみても「世帯主の定期収入は一部の年齢階級を別とすれば、ほとんどの年齢階級において共かせぎ世帯の方が勤労者世帯よりも大体5,000円から10,000円ぐらい低くなっている。これに対し、当然のことながら妻・その他の世帯員収入は……共かせぎ世帯の方が大体において世帯主定期収入の不足分を埋める程度の金額だけ高くなっている」とその特徴を指摘している。

収入の内訳について検討すると、収入総額はわれわれの集計とは反対に、「共かせぎ世帯」の方が若干低くなっているが両者ほぼ同額とみてよい。実収入は「共かせぎ世帯」の方が若干高い。世帯主収入は44,530円で実収入の72.5%であるが、妻の収入は9,766円と1万円を割って居り、実収入の15.9%を占めるにすぎない。

事業内職収入は「共かせぎ世帯」の方が3,000円あまり高い。実収入以外の収入も「共かせぎ世帯」の方が高く、貯金引出しも同じである。また前月からの繰入金は逆に「共かせぎ世帯」の方が低い。これらの点は、われわれの分析した44年10月の北海道の場合とは丁度逆である。北海道の特殊性もあり、サンプルも少いので、単純に比較することはできないが、収入の構成に限ってみても41年10月の全国「共かせぎ世帯」の家計状況は、北海道の「共働き世帯」より、経済的ゆとりが無いようである。

註

(1) 「北海道家計調査」44年の住宅所有形態をみれ

表9 4人世帯の収入の比較

	共働き世帯	有権人員1名 の4人世帯
収入総額	132,938	117,348
勤労者世帯主収入	83,637	76,274
世帯主定期収入	83,027	73,763
世帯主臨時収入	59,991	73,763
世帯主退職収入	58,256	69,718
妻の収入	1,736	4,045
他の世帯員収入	23,036	-
事業内職収入	-	-
他の収入	-	231
社会保険給付	610	2,279
貯蓄収入	350	270
贈り金	22	603
その他収入	-	1,093
貯蓄以外の収入	238	312
貯蓄以外の収入	10,730	18,083
貯蓄以外の収入	1,000	7,478
貯蓄以外の収入	-	105
貯蓄以外の収入	-	-
貯蓄以外の収入	4,750	4,478
貯蓄以外の収入	5,040	6,058
貯蓄以外の収入	-	-
貯蓄以外の収入	-	-
貯蓄以外の収入	-	5
貯蓄以外の収入	38,512	22,990

表10 41年10月共かせぎ世帯の収入

	勤労者全帯	共かせぎ世帯
収入総額	93,233	93,057
勤労者世帯主収入	60,237	61,396
世帯主定期収入	55,991	54,296
世帯主臨時収入	49,438	44,530
世帯主退職収入	47,792	43,057
妻の収入	1,604	1,362
他の世帯員収入	6,553	9,766
事業内職収入	1,833	4,908
他の収入	2,413	2,192
社会保険給付	566	490
貯蓄収入	407	199
貯蓄以外の収入	11,611	12,490
貯蓄以外の収入	7,688	7,982
貯蓄以外の収入	185	349
貯蓄以外の収入	602	548
貯蓄以外の収入	2,904	3,348
貯蓄以外の収入	54	116
貯蓄以外の収入	21,385	19,171

総理府、家計調査参考資料第16号

は、年間集計世帯数の37.4%が給与住宅、36.8%が持家、のこり25.8%が、民営・公営借家および借間であった。「共働き世帯」の場合は、この比率はそれぞれ40.9%、22.7%、36.4%となり、給与住宅のしめる比率が高い。

- (2) 昭和44年の北海道の女子1人の平均月間定期給与総額は26,306円、同特別給与額は6,696円であった。(「毎月勤労統計調査」)、「共働き世帯」の妻の収入はこの平均をかなり下まわっている。
- (3) 北海道における女子雇用の特徴として、季節的な吸引、排出がより強いこと、各月の女子の異動率が男子のそれより大きく雇用が不安定であることがあげられる。特に4月～6月に入職者が集中し、2月と1月に離職者が集中することが特徴といわれている。(北海道立総合経済研究所「労働需給の季節性」367ページ参照)
- (4) 総理府統計局、家計調査参考資料第16号7ページ。

(3) 支出とその内訳

(イ) 概観

表11は「共働き世帯」の支出一覧表を、同じ44年10月の「道勤労者世帯」と比較して示したものである。「共働き世帯」は、「道勤労者世帯」に比して、実支出が低く、実支出以外の支出が若干高い。実支出中では、消費支出が低く、非消費支出はほぼ同額である。また繰越金は「共働き世帯」が5,405円も上まわっている。

消費支出に関しては、両世帯の平均世帯人員数に差があるので、このままで生活水準を比較することはできない。そこで、マルチプル係数によって4人世帯に換算すると表12のような結果になった。これによれば、「共働き世帯」は住居費をのぞいて消費支出中の4費目において、いずれも「道勤労者世帯」を上まわり、消費支出計も約1,400円ほど高くなる。

次に、「共働き世帯」の消費支出中にしめる五大費目の構成を世帯人員別に見ると表13のようになる。食料費のしめる割合は、平均では34%であるが、世帯人員数別にみると世帯人員がふえるにつれて比率が高まる傾向にある。雑費は特に2人、3人世帯において40%を越えている。平均では「道勤労者世帯」に比して、エンゲル係数が低く、雑費の比率が高いのが特徴

である。

表11 支出一覧表 昭和44.10

	共働き世帯	道勤労者世帯
支 出 総 額	126,984	123,317
実 消 費	74,645	76,703
食 料	67,392	69,458
主 食	22,985	24,555
米	4,938	4,966
麦	4,098	3,972
バ	-	6
そ	390	447
副 食	449	541
生 肉	10,965	12,274
塩 魚	1,734	2,068
肉 魚	1,211	1,265
乳 野	1,343	1,651
野 乾	1,465	1,742
乾 加	1,554	1,998
調 工	386	358
味 食	1,985	1,696
好 食	1,517	1,496
菓 子	4,600	5,218
果 物	1,272	1,431
泉 類	1,348	1,685
酒 飲	1,121	1,105
外 住	859	997
家 賃	2,481	2,097
設 備	7,424	7,845
水 道	2,408	2,073
家 具	1,724	707
電 熱	273	325
ガ 熱	3,020	4,740
他 の	4,464	4,590
被 服	907	1,030
和 洋	3	199
洋 服	3,552	3,361
他 服	7,547	7,636
身 着	618	665
身 着	2,026	1,871
身 着	1,654	1,449
身 着	1,413	1,597
身 着	1,837	2,054
身 着	24,973	24,832
身 着	1,084	1,746
身 着	2,125	2,070
身 着	1,630	1,480
身 着	1,321	1,504
身 着	160	197
身 着	6,048	4,075
身 着	1,454	1,128
身 着	1,613	1,409
身 着	912	824
身 着	180	124
身 着	4,952	5,780
身 着	3,686	3,686
身 着	7,253	7,245
身 着	793	1,118
身 着	1,891	1,756
身 着	4,364	4,249
身 着	296	122
身 着	23,639	23,319
身 着	11,060	9,870
身 着	3,806	4,021
身 着	1,206	1,376
身 着	3,257	3,251
身 着	4,119	3,405
身 着	30	40
身 着	-	1,289
身 着	161	67
身 着	28,700	23,295

表12 マルティプル系数による換算値比較

	共働き世帯	道勤労者世帯
消費支出	71,685 ^円	70,241 ^円
食料費	25,284	25,046
住居費	7,349	7,767
光熱費	4,732	4,636
被服費	7,849	7,712
雑費	26,471	25,080

表13 世帯人員別消費支出構成比

	2人 世帯	3	4	5	6	平均	道勤労 者世帯
消費支出	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
食料費	28.6	33.6	33.6	42.1	46.8	34.0	35.3
住居費	12.6	8.1	19.0	3.9	1.4	11.0	11.3
光熱費	6.6	5.9	7.9	7.7	0.6	6.6	6.6
被服費	11.1	11.7	6.7	16.5	11.8	11.2	11.0
雑費	41.1	40.7	32.8	29.8	39.4	37.1	35.8

さらに、4人家族の「共働き世帯」の平均支出を、同年同月の「北海道家計調査」中の「有業人員1人の4人世帯」と比較してみよう。表14によれば、支出総額は、「共働き世帯」の方が高いが、それは、実支出以外の支出、および繰越金が高いことによる。消費支出はほぼ同額である。構成比をみると、エンゲル係数は「共働き世帯」の方が低く、住居費の比率が著しく高い。これは4人世帯のサンプルが少く、4人世帯の中に、1世帯、例外的に住居費の高い世帯があったことが影響している。光熱費、雑費はほぼ同値であるが被服費は「共働き世帯」の方が低い。

以上のいくつかの比較により、「共働き世帯」は、「道勤労者世帯」および「有業人員1人の4人世帯」とくらべて、消費支出、非消費支出、実支出以外の支出いずれも、実額、構成比ともにきわだった相違はなく、むしろきわめて近似的な値いと構成を示していることが明らかになった。ちなみに41年10月の「共かせぎ世帯」の場合をみると表15に示すとうり、実支出は勤労者世帯にくらべて低く、実支出以外の支出は高い点、44年10月の「共働き世帯」と同じである。消費支出では、エンゲル係数が若干低く、雑費の比率が高い点も共働き世帯の支出配

分と類似している。

表14 世帯人員4人世帯の支出

	共働き世帯		有業人員 1人世帯	
	実額	構成比	実額	構成比
支出総額	132,938 ^円	-	117,348 ^円	-
実支出	74,977	-	74,893	-
消費支出	67,130	100.0	67,165	100.0
食料費	22,526	33.6	24,956	37.2
住居費	12,841	19.0	6,829	10.2
光熱費	5,311	7.9	5,143	7.7
被服費	4,480	6.7	8,237	12.2
雑費	21,972	32.8	21,998	32.8
非消費支出	7,848	-	7,727	-
実支出以外の支出	24,032	-	21,627	-
繰越金	33,930	-	20,827	-

表15 41年10月共かせぎ世帯の支出

	勤労者世帯		共かせぎ世帯	
	実額	構成比	実額	構成比
支出総額	93,233 ^円	-	93,057 ^円	-
実支出	57,052	-	56,349	-
消費支出	51,445	100.0	51,204	100.0
食料費	19,045	37.0	18,451	36.0
住居費	4,871	9.5	4,812	9.4
光熱費	2,343	4.6	2,135	4.2
被服費	5,770	11.2	5,967	11.7
雑費	19,416	37.7	19,839	38.7
非消費支出	5,607	-	5,145	-
実支出以外の支出	15,405	-	17,371	-
繰越金	20,776	-	19,337	-
黒字額	3,185	-	5,047	-

総理府統計局「家計調査参考資料」第16号より。

(四) 消費支出

A 食料費

表16は「共働き世帯」の世帯人員別と「道勤労者世帯」「有業人員1人4人世帯」の食料費に関していくつかの指標を比較したものである。「共働き世帯」平均は他の2つにくらべてエンゲル係数は低く1人1日当りの食費が高いが、主食率、外食率が他とくらべて高く副食費、嗜好食品にむける割合が低い。世帯人員別に見ると共働きでも2人世帯の場合は食費の構成は3人世帯以上の場合とかなり異っている。

表 16 食料費構成比, 1人1日当り食費の比較

	共 働 き 世 帯						道勤労者 世 帯	有業人員 1人の4 人世帯
	2人世帯	3	4	5	6	平 均		
食 料 費 計	19,248 円	21,152	22,526	31,072	33,204	22,985	24,555	24,965
構 成 比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
主 食	18.6	19.3	25.0	20.7	31.7	21.8	20.2	20.4
副 食	46.9	51.4	46.7	47.4	42.3	47.9	50.0	49.1
し 好 食	16.3	20.8	23.8	20.7	17.0	20.0	21.3	23.4
外 食	18.2	8.5	4.5	11.2	9.0	10.3	8.5	7.0
エンゲル係数	28.6	33.6	33.6	42.1	46.8	34.0	35.3	37.16
1人1日当り食費	311 円	227	182	200	179	221	206	201

つまり2人世帯は、何よりも外食率が高く、嗜好食品の比率が低い。1人1日あたり食費は他をひきはなして311円になっている。また「共働き4人世帯」は「有業人員1人の4人世帯」とくらべて1人1日当り食費が低く、主食費の割合が高い。以上の点から総じて「共働き世帯」の食費は、他の世帯とくらべて、そのエンゲル係数の低さや、平均上の1人1日当り食費の高さにもかかわらず、必ずしもゆたかな食生活をその内容としていないことが推測される。

B 住居費, 光熱費, 被服費

住居費は、「共働き世帯」7,424円、「道勤労世帯」7,845円であったが、内訳をみると、家賃、地代、設備修繕は「共働き世帯」の方が高く、反対に家具什器は1,720円も安い。もちろん、住居費は、食料費とちがって、日々の労働力の再生産に必要な消費資料を購入するものではないから、10月、1月だけの比較で、「共働き世帯」の特徴を云々することはできない。しかし、「共働き世帯」の家賃、地代が高いのは「道勤労者世帯」にくらべて借家、借間の比率が高いからであろう。(前節、註(1)参照)。光熱費は「共働き世帯」は他の光熱費が高く、電気代、ガス代が低い。これは、「共働き世帯」が、地方小都市および町村に広く分布していることからくる制約である。

被服費については1カ月の家計の集計だけから特徴を導き出すことはできないが、「共働き世帯」の方が洋服シャツ下着の支出が高い。

C 雑 費

「共働き世帯」の雑費の内訳の特徴は、他の世帯にくらべて教養娯楽費が高いことである。

(以下表17)「共働き世帯」を世帯人員別に見れば、雑費の総計に於てもっとも高いのは2人世帯であり、特に教養娯楽費が高く雑費の36.8%を教養娯楽費にあてている。また2人世帯は他の世帯にくらべて交際費が高い。3人以上の世帯は、教育費に一定比率を支出しているが、4人、5人世帯の教育費の比率がもっとも高く、雑費の9~10%をしめている。2人世帯とそれ以外の世帯の支出の相違は、子供の有無が家計に大きな影響を与えることを示すものである。

ここで、われわれは、特に教育費に関して「共働き世帯」の子供の就学状況を追ってみることにする。44世帯中、子供のいる家庭は28世帯あった。(うち子供1人—11世帯、2人—9世帯、3人—7世帯、4人—1世帯)28世帯中、就学前の子供がいる世帯は7世帯8名で、2名が家庭保育、4名が保育園、2名が幼稚園に通園している。高校生の居る世帯は10世帯12名で、他は義務教育期間の子供であった。子供がいる28世帯の教育費を平均すれば一世帯2,074円、同じく文房具費は238円と「共働き世帯」平均を大きく上まわって現実の教育費の実態を示す数字が現われる。

④ 非消費支出

表18によれば、非消費支出総額は「道勤労

表17 雑費とその内訳の比較

	共働き世帯						道勤労者 世帯	有業人員 1人の4 人世帯
	1人世帯	3	4	5	6	平均		
雑費計	2,765 (100.0)	25,632 (100.0)	21,972 (100.0)	21,978 (100.0)	27,918 (100.0)	24,973 (100.0)	24,832 (100.0)	21,998 (100.0)
保健医療	923 (3.3)	1,261 (4.9)	704 (3.2)	1,516 (6.9)	1,630 (5.8)	1,084 (4.3)	1,746 (7.0)	1,917 (8.7)
理容衛生	2,046 (7.4)	2,143 (8.4)	1,612 (7.3)	2,870 (13.1)	2,555 (9.2)	2,126 (8.5)	2,070 (8.3)	1,799 (8.2)
交通通信	1,340 (4.8)	1,948 (7.6)	1,661 (7.6)	1,315 (6.0)	2,875 (10.3)	1,631 (6.5)	1,480 (6.0)	1,149 (5.2)
教育	- (-)	1,760 (6.9)	2,039 (9.3)	2,231 (10.2)	1,390 (5.0)	1,322 (5.3)	1,504 (6.1)	1,541 (7.0)
文房具	27 (0.01)	132 (0.5)	137 (0.6)	469 (2.1)	284 (1.0)	160 (0.6)	197 (0.8)	223 (1.0)
教養娯楽	10,171 (36.8)	3,379 (13.2)	4,983 (22.7)	4,730 (21.5)	1,813 (6.5)	6,048 (24.2)	4,075 (16.4)	4,120 (18.7)
たばこ	1,549 (5.6)	1,102 (4.3)	1,653 (7.5)	1,273 (5.8)	2,375 (8.5)	1,455 (5.8)	1,128 (4.5)	1,369 (6.2)
仕送り金	571 (2.1)	3,818 (15.0)	1,300 (5.9)	- (-)	- (-)	1,313 (6.5)	1,409 (5.7)	1,199 (5.5)
負担金	672 (2.4)	1,509 (5.9)	840 (3.8)	609 (2.8)	747 (2.7)	913 (3.7)	824 (3.3)	1,132 (5.2)
損害保険料	- (-)	509 (2.0)	230 (1.0)	- (-)	- (-)	180 (0.7)	124 (0.5)	78 (0.4)
その他	5,559 (20.4)	4,418 (17.0)	3,148 (14.3)	4,827 (22.0)	13,100 (47.0)	4,952 (19.8)	(註) 6,589 (26.6)	4,546 (20.7)
交際費	4,816 (17.4)	3,595 (14.0)	3,666 (16.7)	2,212 (10.1)	1,150 (4.1)	3,686 (14.8)	3,686 (14.8)	2,599 (11.8)

註 自動車関係費を含む。()内は構成比。

表18 非消費支出の比較

	共働き世帯						道勤労者 世帯	有業人員 1人の4 人世帯
	2人世帯	3	4	5	6	平均		
非消費支出	7,624 ^円	7,771	7,848	6,055	3,031	7,253	7,245	7,727
勤労所得税	1,511	974	295	54	-	793	1,118	1,321
他の税	1,618	1,717	2,986	1,687	-	1,891	1,756	1,884
社会保障費	4,404	4,968	3,945	4,314	3,031	4,364	4,249	4,403
その他	90	112	622	-	-	296	122	117

者世帯」とほぼ同額であるが、特徴は、「共働き世帯」の勤労所得税が低いことである。世帯人員別に見ると、世帯人員の増えるにつれて所得税額は減り6人世帯ではゼロになっている。なお「共働き」2人世帯は14世帯中8世帯、3人世帯は11中、4人世帯は10中7、5人世帯は7中6の世帯が非課税世帯であった。2人世帯の勤労所得税平均が高いのは1世帯例外的に高い世帯があったためと思われる。一般に妻が

働く場合、妻は夫の扶養家族から外され、夫の給与所得控除額が減り、夫の所得税額が高くなる上に妻の収入に対して所得税が発生すると考えられるが、これら44世帯の「共働き世帯」は妻の就労によってもなお27世帯が非課税世帯であり、夫と妻の収入水準の低さを如実に物語っている。

また、社会保障費も「共働き世帯」でわずか15円を上まわるだけである。このことは、妻の

就業が不安定で、社会保障関係費とは無縁な職場に一時的に身をおいているか、あるいは「共働き」とはいても、夫の扶養家族のままで、たまたま10月に収入があったとはいえ、年間を通じては無業でいる期間が多いものも含まれていることに原因があるのではないかと推測される。

以上の点については、現行家計調査の「収支表」という資料上の制約から夫と妻に分けた分類が不可能でくわしい内容にたち入ることができなかった。

なお、41年の「共かせぎ世帯」をみても、勤労所得税は779円、同じく「勤労者全世帯」では1,045円で「共働き世帯」の方が低くなっ

て居る。

(二) 実支出以外の支出

「共働き世帯」は実支出以外の支出が「道勤労者世帯」にくらべて若干高いが、内訳をみると、(表19)貯金と掛買払が高い程度でさしたる特徴はない。貯金および保険掛金の実収入にたいする比率をみると「共働き世帯」では17.1%、「道勤労者世帯」では17.5%ときわめて近似的な数値が出る。実支出以外の支出額が最高の3人世帯では、貯金、掛買払が他にくらべて高い。4人世帯を比較すると「共働き世帯」の方が「有業人員1人世帯」にくらべて貯金は低くなっている。しかし、月賦払、掛買払は1,000円あまり高い結果が出ている。

表19 実支出以外の支出比較

	共働 き 世 帯						道勤労者 世 帯	有業人員 1人の4 人世帯
	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	平 均		
実支出以外の 支出総額	19,524	30,312	24,032	24,697	10,066	23,639	23,319	21,627
貯金	10,200	14,718	9,200	12,181	2,400	11,060	9,870	9,851
保険掛金	3,163	4,622	3,736	4,494	1,766	3,806	4,021	3,193
借金返済	1,951	850	1,339	429	5,000	1,206	1,376	735
月賦払	2,143	4,040	3,291	3,706	900	3,257	3,251	2,463
掛買払	2,068	6,093	5,656	3,846	-	4,119	3,405	5,361
有価証券購入	-	-	100	43	-	30	40	81
財産購入	-	-	-	-	-	-	1,289	0
その他	-	-	710	-	-	161	67	14

(4) 要約と結論

「共働き世帯」の生計費分析の結果次の点が明らかになった。

①収入については、「共働き世帯」の夫の収入は他の世帯のそれにくらべて低く、妻の収入は、実収入中の4分の1強をしめていること。貯金引出しが他の世帯より少く、繰入金が多かったこと。

②支出とその内訳については、4人世帯に換算した消費支出は、住居費以外は「共働き世帯」が若干高く、非消費支出、実支出以外の支出では「共働き世帯」と「勤労者世帯」はきわめて接近していたこと。

③食料費をみると「共働き世帯」は、実質額

は若干高くエンゲル係数が低かったが、主食と外食の比率が高く、また雑費では特に教養娯楽費のしめる比率が高かったこと。

④世帯人員別に「共働き世帯」をみると2人世帯と3人以上の世帯とでは支出構造に大きな相違があり、2人世帯は特に、エンゲル係数が低く、雑費の構成が高いこと、食料費中でも主食率が低く外食の比率が他をひきはなして高かったこと、雑費では、教養娯楽費と交際費は絶対額も構成比も他の世帯より高いこと、等である。

⑤また収入と支出のバランスをみると表20のようになる。「共働き世帯」の場合夫と妻の収入をあわせると実支出にたいする充足率は、113.9となり「勤労者世帯」にくらべてゆとり

表20 収入と支出のバランス

	共働き世帯	勤労者世帯	4人世帯	
			共働き世帯	有業人員1人 1世帯
実収入 A	86,871 ^円	79,559	83,637	76,274
世帯主収入 B	62,332	65,687	59,991	73,763
妻・他の世帯別収入 C	22,655	9,611	23,036	0
B+C D	84,987	75,298	83,027	73,763
実支出 E	74,645	76,703	74,977	74,893
B/E	83.5	85.6	80.0	98.5
C/E	30.4	12.5	30.7	-
D/E	113.9	98.2	110.7	-
貯金引出(保険取金) F	5,682	註(109) 10,134	1,000	註(105) 7,541
貯金・保険掛金 G	14,866	13,891	12,936	13,044
G-F	9,184	3,757	11,936	5,503
A-E	12,226	2,856	8,660	1,381

註()内はうち保険取金分。

をみせている。このゆとりは、貯金引出し額の低さと貯金・保険の純増分の高さに反映している。

以上の点から「共働き世帯」の労働力の再生産について、収入と支出の面からの特徴を次のようにまとめることができる。

① 「共働き」の妻は実収入の4分の1を分担し、2人の実収入をあわせて他の世帯より約10%増収となる。しかし、消費支出は、4人世帯に換算しても他の世帯よりわずか1.2%支出増であるにすぎない。「共働き世帯」の生計費は、予備的考察にみたとうり、理論的には家庭内労働の削減にみあって増加するはずであるにもかかわらず、他の世帯と大差ない消費水準にとどまっている。このことは、夫のみの収入では平均以下の生活水準であった世帯が、妻の収入をあわせてかろうじて平均的消費水準を維持することが可能になったことを示している。従って、他の世帯と変りない分量の家庭内労働が労働時間によってきりつめられた生活時間内で行われていることが前提されている。事実「共働き世帯」における日常的な家事の粗放化、休日における家事労働時間の延長、夫の家事・育児の分担度の高さ等が実態調査で明らかにされている。(氏原正治郎, 小林謙一氏による, 神

奈川県における調査報告「団地生活者と生活時間」——社会政策学会第39回大会報告要旨44ページ～47ページ参照)

② 妻の収入によって得た増収分は、たしかに「共働き世帯」の貯金引出しに対する依存度を低めている。「勤労者世帯」一般は、夫の収入と生活費のギャップを大幅に貯金引出しに依存しており、「共働き世帯」の増収分は、他の世帯の貯金引出しの額にほぼみあっている。しかし増収にもかかわらず、「共働き世帯」も一定の貯金引出しを行って生活費にあてているのである。

③ 「共働き世帯」の黒字が他の世帯よりきわだって高いのは、両世帯の貯金引き出し額の差に依存している。「共働き世帯」の貯金が多いのではなく、貯金純増分が結果的に多くなるのである。この点が「共働き世帯」にみる唯一の相対的ゆとりとも云うべきものであろう。

これらの点は、「共働き世帯」は、夫婦の収入で生活費を分かちあって人並みの消費水準の維持にとどまっていることを示すものであり、「労働力の価値分割」が労働者家族の状態の悪化の過程と結びついていたことをここで事実をもってあらためて思い起させるものである。

以上の集計・分析・考察で課題として残され

た諸点をあげておく。

① 44年10月1カ月だけの集計であるという点、サンプル数が44世帯ときわめて少ない点（しかも、それが有意選定ではなく任意抽出である点）、ここに得られた結果を、媒介項なしに北海道「共働き世帯」の生計費の特徴として一般化することはできない。

② 世帯人員別の考察は加えたが、職業別、収入階級別の考察を行っていない。これらの二要因は「共働き世帯」一般で解消されない生活様式の相違を反映するものと思われる。

③ 労働者の生活過程の考察は、労働過程との関連で統一的に行われなくてはならない。そのためには、生活と労働の両面から個別的事例を具体的に把握しなくてはならないが、今回の分析では資料上の制約からもその点の考察は不可能であった。

最後に、「北海道家計調査」の収支表の使用を許可していただき、いろいろと親切に教えていただいた北海道企画部統計課の皆様にかかる御礼を申しそえます。

参 考 文 献

- K・マルクス「資本論」第1巻，第4編，第13章，第7編23章，第3巻，第3編，長谷部文雄訳（青木書店）
- J・クチンスキー「絶対的窮乏化論」新川士郎訳（有斐閣）
- 荒又重雄「賃労働の理論」（亜紀書房）III. 労働力商品の再生産過程，あるいは賃労働者の生活過程。
- 竹内真一，労働組合運動と婦人労働者（労働組合運動の理論⑨所収論文，大月書店）
- 香山四郎，現代における労働者階級の貧困（労働組合運動の理論⑨所収論文）
- 講座・現代賃金論 3，青木書店。
- 北海道労働科学研究所「北海道における賃金・生計費の分析」
- 山本順子「中小企業労働者の生活構造と生活意識」北海道立労働科学研究所研究調査報告第156号。
- 山本順子「世帯における有業率と収入構造」（北海道労働研究第95号）
- 総理府統計局「夫婦共かせぎ世帯の家計について」（家計調査参考資料第16号）
- 労働省婦人少年局「労働者家族の現状」（婦人関係資料シリーズ一般資料第58号）
- 北海道労働部労働力需給対策室「婦人労働力の現状と活用の方向」